

お買い物が増える年末年始 「電話で商品を注文するときの心構え」が大事です！

年末年始に向けてお買い物が増える12月。国民生活センターから「電話で注文するときの心構え」が届きました。

特に、「お試しで買ったつもり」や「お得だからつい買った」ものが、実は「**定期購入**」だったという相談が多数寄せられています。

商品を注文する時は、「**定期購入**」の契約かどうかを**しっかり確認**してから契約を申込みましょう。

トラブルが発生してしまった場合や、不安な時は家族や周りの方、もしくは**消費生活センター**へ相談してください。

電話で注文するときの心構え！！

※以下は、電話注文時に販売業者から「定期購入」を勧められるケースを想定したものです。

<電話注文する前>

- ✓ テレビ・ラジオショッピングや新聞広告で紹介されていた商品の名称や価格を確認する。

<電話注文する時>

- ✓ 別の商品の購入を勧められることがある。
- ✓ 複数月分の商品の購入を勧められることがある。
- ✓ 「定期購入」の契約を勧められることがある。
- ✓ 興味がなければきっぱりと断る。
- ✓ 興味を持って、すぐに注文せず、「定期購入」の契約かどうかをよく確認して、十分に理解できない場合はきっぱり断る。
- ✓ いったん電話を切ってから慎重に検討する。

<電話注文の電話を切る時>


- ✓ 「定期購入」の契約を申し込んでいないかを確認！
- ✓ 断ったのに「定期購入」になっていたら改めてきっぱり断る！

<商品が到着した時>

- ✓ 「納品書」などで「定期購入」の契約になっていないか確認！
- ✓ 意図せず「定期購入」の契約になっていたら、すぐに販売業者に連絡し、「定期購入」の契約は申し込んでないことを伝える。

トラブルが生じた場合は、家族や周りの者、最寄りの消費生活センター等へ相談しましょう
消費者ホットライン「188(いやや!)」番
*最寄りの市区町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号

*「定期購入」は、解約を申し出ない限り、定期的に商品が届くので、放置しない！



独立行政法人
国民生活センター

【お困りにお話ししたい】のつもりが「定期購入」に！？ (No.312)
テレビショッピングなどをもて電話で注文したら、意図せず「定期購入」に！？
—「サンプル」「おまのコース」なども勧められても要注意！— (2022年11月)



まもりん

北九州市立消費生活センター【ウエルとばた 7F】	☎861-0999
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口の面談による相談は事前予約が必要となります。
まずは消費生活センター☎861-0999へ電話でご相談ください。

消費者ホットライン☎188(いやや)

(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)



みもりん